



せいねんこうけんせいど かん そうだんまどぐち
成年後見制度に関する相談窓口

せいねんこうけんせいど
成年後見制度とは

せいねんこうけんせいど
 成年後見制度には、すでに判断能力が低下して
 いる場合に利用する「法定後見制度」と、判断
 能力があるうちに将来に備えて契約を結んでお
 く「任意後見制度」の2つの制度があります。

せんもんしよく むりょうそうだんかい
専門職による無料相談会

ほうりつしよく ふくししよく せいねんこうけんせいど むりょう
 法律職と福祉職による成年後見制度の無料
 相談会を奇数月の第2木曜日の午後に開催して
 おり、うるま市ホームページや広報うるまに掲載
 しております。お申込み・お問い合わせ先は福祉
 政策課へお願いします。

せいねんこうけんせいど かんけいか
成年後見制度 関係課

しやくしよふくしが
うるま市役所福祉部
 うるま市みどり町1-1-1(東棟)

かいちちやうじゆか
介護長寿課(東棟2階)
 ☎098-973-3208

しやう ふくしか
障がい福祉課(東棟1階)
 ☎098-973-5452

ふくしせいさくか
福祉政策課(東棟2階)
 ☎098-989-0203

しけんりようご
うるま市権利擁護センター

ししやかいふくしきやうぎかい
 (うるま市社会福祉協議会)
 うるま市字安慶名1-8-1 うるみん2階
 ☎098-973-6549

しちいきほうかつしえん
うるま市地域包括支援センター

こうれい
 高齢

いしかわ	☎098-965-6121
ぐしかわきた 具志川北	☎098-972-3595
ぐしかわ 具志川ひがし	☎098-974-4001
ぐしかわ 具志川にし	☎098-989-3788
ぐしかわ 具志川みなみ	☎098-979-5698
かつれん	☎098-978-1551
よなしろ	☎098-923-5117

しやう しやとうきかんそうだんしえん
障がい者等基幹相談支援センター

しやう
 障がい

☎098-923-7102

しやうがいしやそうだんしえんじぎやうしよ
障害者相談支援事業所

あいあい	☎098-979-0555
いしかわがくいん 石川学院	☎090-6869-5286
ハルモニア	☎090-1943-9579
サマンの木	☎098-989-5812
なごみ	☎098-972-6029

こうしや せいねんこうけん おきなわし ぶ
 (公社)成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部
 ☎098-867-3526

にほんしほうしえん ほう
日本司法支援センター 法テラスサポートダイヤル
 ☎0570-078374

せいねんこうけんせいど
成年後見制度

りよう
ご利用あんない

こしやう
 子に障がいがあり、将来心配

しよるい ないやう
 書類の内容や
 てつづ ごと むずか
 手続き事が難しく
 なってきた

かね かんり
 お金の管理が
 うま
 上手くできなく
 なって来た

ほうもんはんばい
 訪問販売などで
 よくわからない
 ものにお金を
 ばら
 払ってしまう



にんちしやう ちてきしやう せいしんしやう りゆう
 認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由
 はんだんのうりよく ふじゆうばん ほう しやかい ふりえき
 で、判断能力が不十分な方が社会で不利益をこ
 うむること、被害を受けることがないよう、
 ひがいう
 よちよきん かんり さまざま けいやく てつづ さい ほうてき
 預貯金の管理や様々な契約・手続きの際に法的
 しえん せいど
 に支援する制度です。

し ふくしが ふくしせいさくか
うるま市 福祉部 福祉政策課

いま
今すぐにも
支援が必要な方

法定後見制度

法定後見制度は、判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。本人や親族などの申立てによって家庭裁判所で選ばれた成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が支援します。

◆法定後見制度の種類

補助
判断力が不十分な方
○もの忘れが多くなった
○自分の判断に自信が持てなくなった

保佐
判断力が著しく不十分な方
○買い物など日常生活で障害が出ることが多い
○判断力がしっかりしているときもある

後見
ほとんど判断ができない方
○判断がしっかりしているときがほとんどない
○ひとりでは、ほとんど何もできない

◆後見人等はどうなことを支援してくれるの？

後見人等は、ご本人の意思を尊重した上で支援を行います。

1. 財産管理

金融機関との手続きや公共料金等の日常生活の中での各種支払いなど

2. 身上保護

福祉サービスの利用や施設への入所、年金や社会保険の手続きなど

3. 家庭裁判所(後見監督人)への報告

※日用品購入、食事の介助や病院などへの付き添い、身元保証人になることや、医療行為への同意などは、原則行えないことになっています。



◆支援する人に与えられる権限

「成年後見人」は、本人が行うすべての法律行為に以下の権限が与えられています。

「補助人」「保佐人」の場合は、本人の同意を得た上で、家庭裁判所が認めた法律行為の範囲で権限が与えられます。

代理権
成年後見人等が本人に代わって財産管理や契約など法律行為を行える権限

同意権
本人が契約など法律行為を行う場合には、成年後見人等の同意が必要であるという権限

取消権
成年後見人等の同意がないまま、本人が法律行為を行った場合に、その法律行為を取り消せる権限

※日用品(食料や衣料品等)の購入など「日常生活に関する行為」については、取り消しの対象にはなりません。

しょうらい
将来の不安に
備えたい方

任意後見制度

任意後見制度は、判断能力が十分ある人が、認知症など将来的の不安に備えて、あらかじめ自ら選んだ「任意後見人」に、自分の代わりにしてもらいたいことを「任意後見契約」で決めておく制度です。任意後見契約は、公正証人の作成する公正証書によって結ぶとされています。

